

令和2年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年3月25日（水曜日）

○議事日程（第5号）

令和2年3月25日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1号 尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 尾鷲市監査委員条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8号 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9号 尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 10号 尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 11号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 日程第 13 議案第 12号 尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について
- 日程第 14 議案第 13号 令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第 15 議案第 14号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 日程第 16 議案第 15号 令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算

の議決について

- 日程第17 議案第16号 令和2年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第18 議案第17号 令和2年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第19 議案第18号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第20 議案第19号 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第21 議案第20号 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第22 議案第21号 令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第23 議案第22号 令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第24 議案第23号 第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について
- 日程第25 議案第24号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第25号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第26号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第27号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第29 議案第28号 尾鷲市道路線の変更について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第30 議員派遣について
- 日程追加 発議第4号 市長に対する不信任について
(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（13名）

1番 三 鬼 孝 之 議員 2番 内 山 將 文 議員
3番 奥 田 尚 佳 議員 4番 楠 裕 次 議員

5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環境課長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君
建設課長	高 柳 伸 浩 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	河 合 良 之 君
尾鷲総合病院総務課長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	山 口 修 史 君
教育委員会生涯学習課長	野 地 敬 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大 川 太 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 惠

[開議 午前10時00分]

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、三鬼孝之議員、2番、内山將文議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から、日程第29、議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」までの計28議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました28議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

[1番（三鬼孝之議員）登壇]

1番（三鬼孝之議員） おはようございます。

委員会報告をさせていただきます。

私ども行政常任委員会へ付託されました、議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、議案第2号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定について」、議案第3号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、議案第5号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ

いて」、議案第10号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、議案第11号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」、議案第12号「尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について」、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第14号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第15号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第16号「令和2年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第17号「令和2年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第18号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、議案第19号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第20号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第21号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第22号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第25号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、議案第27号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」、以上28議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

去る3月12日から23日までの計7日間にわたり、市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、まず、議案第1号から議案第12号までの条例関連12議案のうち、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましても、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第1号から議案第5号及び議案第7号から議案第12号までの11議案につきましても、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号から議案第17号までの当初予算関連5議案のうち、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましても、奥田尚佳議員から、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務及び第7次尾鷲市総合計

画策定支援業務及び尾鷲市都市マスタープラン調査業務の三つの委託料と教育委員の報酬及び費用弁償について、関連する予算2,654万5,000円を歳入歳出からそれぞれ減額しようとする修正案が提出されました。委員会においてこの修正案の採決を行った結果、賛成少数により修正案は否決となり、次に原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第14号から議案第17号までの4議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号から議案第22号の補正予算関連5議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第24号から議案第28号までの5議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

なお、委員会の審査におきまして、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、例年、国の人事院勧告に準拠して改正を行っており、令和元年人事院勧告につきましては、本市財政の状況を鑑み、昨年同様、12月議会への上程を見送り、令和2年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するものでありますが、本議案の審査につきましては、本市の厳しい財政状況はもちろん、市内の経済状況を配慮すべきという意見がありました。

また、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、向井黒の浜におけるアサリの放流につきましては、近年、三重県や近隣県において稚貝の入手が困難になっており、放流はできておりませんが、黒の浜は県外からの来訪者も多く、ファミリーで楽しんでいただく本市における重要な観光スポットであることから、稚貝を購入できないで終わることなく、次の対策に知恵を絞って引き続き観光客誘致に向け努力していただきますよう委員会として要望しておきます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

4番、楠議員。

[4番(楠裕次議員)登壇]

4番(楠裕次議員) それでは、通告してありましたので、各議案の反対討論をさせていただきます。

まず、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、第12節委託料、細節、企画振興事業、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託、同細節、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託、第7款土木費、第5項都市計画費、第1目都市計画総務費、第12節委託料、細節、都市計画一般事務費、調査業務委託、都市計画マスタープランの改定ですね。もう一つ、第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、第1節教育委員会費、細節、教育委員会費、次に、議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」、それでは、一括して討論させていただきます。

初めに、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、本提出議案について、人事院勧告に基づき、昇給において遡求しないことで4月1日となっていますが、昨年の10月11日、閣議決定で公務員の給与改定に関する取扱いについて、各地方公共団体において地方公務員の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与水準等を十分検討の上、既に地域における国家公務員、または民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては適正化を図るために必要な措置を講ずるよう要請するものとされております。

一方、担当者の説明では、他市との比較及び優秀な人材のためと言われていますが、市の業務において仕事を行うことに夢があり、達成感があることを感じるような取組がなければ、給与が高いからといって優秀な人材が集まるものではありません。

そのためには、今回の閣議決定、総務省が言っている人事評価の結果を任用、

給与等に反映すべく、平成28年4月1日から人事評価の実施が義務づけられ、任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することでその重要性が高まっていることを述べております。仮にベースアップを行うのであれば、市の生産人口を基に尾鷲市の平均年齢による所得と一般市民の同一平均年齢の所得による比較を行い、市民に知らしめて理解を得ることが望ましいと考えます。

ちなみに、県の統計調査では2018年の納税義務者の年間所得は291万2,000円、また、平成26年全国消費者調査実態調査、これは2014年に実施されておりますけど、報告では、都道府県別の三重県経済圏D地区の尾鷲市では家計収支324万1,000円となっております。市の職員給与所得は平成29年で573万、平成30年で若干下がっておりますが、569万7,000円となっております。

要するに、所得に見合う仕事を仕事量から判断する必要がありますから、このような点を踏まえて一律にベースアップを行うのではなく、人事評価を早急に導入して検討すべきものとして今回の改定に反対するものであります。

次に、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、各項目の尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託、土木費の調査業務委託、都市計画マスタープランの改定についてですが、この3件の委託については、改定前の現状と課題について各部門の担当者や若手職員が中心となって現地調査等を行い、おのおのの計画が経年した中でどのように変化したのか、または変化していないのか、当該計画やこれからの計画について、整合性や現状から見た将来像を共有して課題を整理した上で委託することが望ましいと考えます。なぜなら、尾鷲市全体の実態を知ることによって本来の取組が理解できること、市民がどのように思っているのか、またはどのように考えているのか、整理整頓することによって簡潔に完成すると思います。

特に、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託は、SEAモデルの概念図だけで何を行うのか、何を進めたいのかが明確になっていないのに、曖昧な内容でまちづくりビジョン作成を委託するのは単なる税金の無駄遣いであります。方向性がある程度明確になってからブラッシュアップのための委託であれば何も問題はないと思います。委託の丸投げとよく言われるが、委託の中身を職員が精査して、日々の業務が市民ニーズと乖離がないかということ、実施計画との整合性が取れるのか処理しておかないと、完成した後でも大きな問題が浮上するという可

能性が十分考えられます。委託に当たり2か年であれば、なおさら市民を巻き込んだ、市民が作成した総合計画や市民が考えた都市計画マスタープランで画期的な計画になると考えることから、再度検証することを願い、新規の委託及び改定の委託に反対するものであります。

次に、教育費の関係ですが、教育委員会は平成27年に新制度ということで改革を行い、教育長は政治的中立な立場で教育委員会を主宰するとともに、会議の原則公開等、議事録を公開することが義務づけられているにもかかわらず、市長の方針なのか、意味不明の内容をうのみにして、尾鷲市の幼児教育を踏みにじるとともに、教育委員にも確定したごとく資料を提示し、その内容を押しつけることは言語道断であります。さらに、非公開で行うことはもってのほかであります。このような運営しかできないのであれば教育委員の報酬などは不要であり、再度教育委員会の在り方から検討したほうが望ましいと考え、報酬について反対するものであります。

次に、議案第23号「第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」、本計画においては、基本目標2で主要施策(1)保育・教育サービスの充実の項目に、また書きで、現在、認定こども園はありませんが、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえて認定こども園を検討すると記載されております。これは当初の(聴取不能)の後、2月に書かれた内容で、唐突に追加したことについて担当者の発言は、同計画の4に示した幼児教育の教育・保育の量と見込みの確保の方策を記載するもので、基本目標の2に記載を忘れたとの委員会での発言でありました。ここの章は新制度の支援方法や将来の事業予測をした等の例示を示しただけで、こども園の事業をすることではありません。さらに担当者は民生事業協会に委託について協議していると発言、議会に報告もなく、市に幼稚園があるにもかかわらず、いかようにも現在の施設を活用できるにもかかわらず、ないがしろにするような計画や行動は許せるものではありません。第6次総合計画においても重点事業及び戦略に位置づけされていない、また、さらに後期計画でもなおさらであります。市長はこの事案について勇み足をしたことは否めない。3歳児の受入れを保育園で行うことを広報したが、何も整理されていないので取り下げたことについて、その事実は反省すべき(聴取不能)ことは事実であります。しかし、根本的なことが解決できていないことから、本計画も見直しを行い、現状と課題に落とし込むことが先決であります。よって、この計画案に反対するものであります。

以上、一括して反対討論とします。各議員の御賛同をお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

7番、村田議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） 私は当初予算全体について賛成であります。

その中で、特に議論のあった議案第13号「令和2年度一般会計予算の議決について」のうち、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、企画振興事業、12節委託料、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託料350万9,000円、総合計画策定事業、12節委託料、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料675万4,000円、7款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、都市計画一般事務費の12節委託料、都市計画マスタープランの見直しに係る調査業務委託料1,390万円、第2表債務負担行為、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託718万3,000円について討論をさせていただきたいと思っております。

この三つの業務委託につきましては、総合計画を筆頭に尾鷲市の今後の方向性を示す重要な計画であり、全ての施策の基となるわけであります。執行部からの説明においては、この三つの計画の重要性と取組方の詳細を聞いたところでありますけれども、その中でこうした重要な計画については尾鷲市の将来都市像を示すものであり、十分な議論を重ね、つくり込みたいとの説明を受ける中、委託内容についてはコンサルへ全てを委託するというやり方ではなく、職員が主要な部分を行い、作業効率を上げるため支援業務を中心とする説明であったと認識をしておるところであります。

まず、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託については、現状把握のための調査や課題整理に係る人件費、社会情勢、経済情勢の情報整理などによるもので、策定に当たり関係者及び関係機関への意見聴取を基本としているものと認識をしております。

次に、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託については、第6次尾鷲市総合計画策定に係る会議実績等を考慮しながら、計画策定に必要な基礎調査、住民アンケート調査、会議等の運営に係る業務支援などが主なものとしていると認識をしておるところであります。

次に、尾鷲市都市計画マスタープラン見直し調査業務委託については、本市の現状や最新の法律や制度などを十分に反映させるため、まちづくりにおける課題の抽出や本市の現状分析や評価、現計画の取組の進捗状況の検証などを行うとと

もに、市民の皆様からの幅広い意見を取り入れるために策定会議の業務支援を行うと聞いております。一昨日の委員会でも、街灯一つつけることができないのにこれに予算をかけるというのはどうなんだと。しかも、非常に曖昧であるという議論がございましたけれども、街灯の件を一例に挙げて討論をされる。私は言わんとすることは十分に分かりますけれども、この予算は尾鷲の将来に関わることであり、論点がいささか違うように思えるのであります。

以上の点から、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託料、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料、都市計画マスタープランの見直しに係る調査業務委託料の予算計上について賛成をするものでありますけれども、申すまでもなく、尾鷲市の財政状況が非常に厳しいことから、契約前には委託内容を十分に精査し、型どおりの文章ではなく、現実にそぐうものを集約し、少しでも経費の節減に努めることを強く求めるものであります。必要性の有無を十分に見極め取り組んでいただくことをさらに強く要望して賛成討論とさせていただきますけれども、あと一点、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、先ほど反対討論がありました教育委員会費について、私は賛成の立場から討論に参加させていただきます。

教育委員会委員などの行政委員会は地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、普通地方公共団体に設置が義務づけられている執行機関たる委員会、または委員であります。

また、行政委員会は普通地方公共団体の長から独立をした機関であるとともに、法令等に基づく当該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理をし、執行する義務を負うものであります。

そのため、地方自治法第203条の2の規定により報酬を支給しなければならないとしており、本市においても同法の規定に基づき条例に報酬額を定め、毎年計上しておるところであります。行政委員の選任や任命、それぞれの委員報酬額についても我々議会が認め、議決したものであることを考えれば、本予算に賛成することは当然であると判断をするものでありますけれども、また、昨日、一昨日の委員会では1回のみ議事録をもって委員の報酬に踏み込むことはあまりにも横暴で無礼であります。私は到底賛同するわけにはまいりませんけれども、今後の教育委員会の在り方、これをきちっと見詰め直す必要もあるということは指摘をさせていただきたいと思っております。よって、この案件につきましても私は賛成をさせていただきます。

以上のことを申し上げ、今回の令和2年度の当初予算全体について賛成をするという御意見を申し上げ、賛成の討論といたします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

12番、野田議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） おはようございます。

私は、ただいま議題となっております議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、反対の立場から討論させていただきます。

今回、特に議案第13号における2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、企画振興事業1,030万8,000円のうち、12節委託料の尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託料350万9,000円、同総合計画策定事業899万1,000円のうち、委託料の第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料675万4,000円並びに債務負担行為、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託718万3,000円、7款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、都市計画一般事務費1,473万7,000円のうち、12節委託料、調査業務委託料1,390万並びに9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費243万2,000円のうち、1節報酬235万2,000円に反対するものであります。

特に、今回、反対の立場からの意見については2点ございます。

委託料、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料675万4,000円並びに債務負担行為、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託718万3,000円の計上を中心に、尾鷲市港まちづくり作成業務委託料305万9,000円、都市計画マスタープラン調査業務委託料1,390万、合計3,134万6,000円の委託料に反対を求めるものであります。

また、先ほど申しましたが、9款教育費、1節報酬235万2,000円について、この2点について集中して反対の立場から討論させていただきます。

まず、1点目は委託料の3,134万6,000円でございます。私は、本定例会の一般質問において、尾鷲市財政健全化計画案について財政見直しに対する市長の真意を問いました。加藤市長は、財政は大変だ、大変だと言いながらも、財政危機宣言も公表せず、本当に財政の健全化を図ろうとしているのか、甚だ疑問を感じているところでございます。

令和2年度から令和6年度までの5か年で現状5億円が不足するとの見込みなら、1年間では1億円が不足する見込みであります。令和2年、令和3年は、基

金、すなわち貯金の財源食い潰し、先食いでおおむね2年間の市政運営は可能と判断します。私は基金を使うなどと言っていない。もっと精査してからでないという気持ちがあるからです。その中で、財政は改善されているとは言い難く、行政職員の施策精査にたゆまぬ努力が必要と感じております。また、市長のリーダーシップを大いに発揮する時期に来ていると思っております。

令和2年度予算を精査する中で精査不足が否めないと痛感しております。この財政の厳しいときこそ、職員の自律成長を促し、人材を育成するチャンスと期待となると思っております。

今回、計画策定の委託料削減はまさに人材育成の大きなチャンスであります。職員の自律成長を促し、絶好の機会であると認識しております。何の工夫もしない自治体と持てる力を使ってあらゆる創意工夫をしようとする新たな政策を次々と生み出していく自治体とでは10年もたつと大きな差が出てきます。この差は地域格差とか、格差の問題ではありません。明確な能力の差、やる気の差、やり抜く力の差であります。

私は、一度に全部成し遂げることはできないのは十分承知しております。何をどのようにやるかは我々自治体組織での判断で十分可能であります。そのためにも、今回、委託料計上については、職員のやる気と考える力を信じて、反対の立場から討論をさせていただきました。

私は、ちょうど10年前、第6次総合計画策定市民会議のメンバーに応募しました。公募採用であります。友人が尾鷲市で総合基本計画を策定するから一緒に参加しないかとの連絡を受けました。そのとき津で勤務しておりましたが、友人からの紹介もあり、応募して参加しようと思いました。

そのときのノートがここにあります。平成22年10月16日に作成したノートです。私は総合計画の下部組織の市民会議に参加しました。もうこれしか空きがないということでの参加になります。このノートには、当時の諸費用として、基本構想と基本計画の策定事業費は製本を含めて約1,700万、2番目にコンサル委託費用として、固有名詞は出しませんが、京都市のコンサル会社です。914万、合計約2,614万とこのノートに書いてあります。行政側から当時の費用を予算書で確認すると、平成22年度総合計画策定事業として1,089万4,000円、委託料817万5,000円、平成23年度予算書においては総合事業策定事業業務料1,017万2,000円、債務負担行為等も425万2,000円が計上されております。それらの合計は約2,532万円です。

ここにその当時作成された第6次尾鷲市総合計画があります。約2,500万円の資金が投入されております。議員となって予算を精査する中で、10年たった今、委託料だけが2年間で1,393万7,000円と予算計上をかけております。一抹の不安を感じております。10年前に作成した実績は今どのように評価できるのか、どのように有効な機能をしてきたのかを考えてまいります。

今回、あえて委託料の精査を検討してほしいと反対しております。委託料まで削減するのと思う職員が多いと思います。その反面、自分たちでやってみよう、尾鷲の3年先、5年先、10年先を考え、どのように描いたら尾鷲はよいまちになるのか、何でこのようなまちになってしまったのかをここにずっと住んでいる私どもでは分からないことが多いと思いますが、このようなことを真剣に考える職員が育ってこないと尾鷲の行く末は目に見えてこないと思っております。私はあえてそのように思っている職員に期待したいと思っております。

行政職員の意識の中には追い込められる意識はあると思いますが、もっと職員がこの10年間成長し、職員間の情報の共有及び仕事を通しての人材育成ができていれば、今後の10年間の総合計画策定は十分可能であると認識しております。

ただ、その当時のことを思いますと、その当時の担当職員はやめてしまいました。こんな職場では駄目だと言いながら、その当時40歳前後の働き盛りの職員がやめていったのです。私は残念でした。そのような状態でそのように頑張っていた。再度、皆さん、自分たちで頑張るという力を持つていくことに大きな意義があるのではないかと思います。

もう一点は、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費243万2,000円のうち、1節報酬235万2,000円について、反対の立場で討論させていただきます。

今回、令和元年度第10回教育委員会議事録を考察する中で、教育委員会のありべき姿が形骸化されていることに気がついたのです。それは、本来、教育委員会の委員会制度の特性として市長からの独立性があります。行政委員会の一つとして独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより市長への権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を担保する機能としての大きな任務があるにもかかわらず、現在懸案となっている尾鷲幼稚園の3年保育の実施要請に対する検討並びに市長、教育長の独自判断である認定こども園の重要な懸案事項がほとんど議論されていないまま、市長、教育長の追認機関とも取れるような発言がしばしば散見される中、教育委員会で認定こども園ありきの説明を受け入れ、中

立的、専門的見解がないまま市長の回答をそのまま受け入れる体制は教育委員会のていをはなしておらず、ゆゆしき問題と判断しております。

ある委員の見解は、市長だって、教育長だって、関係者の方も考えに考えた挙げ句の結果として出した答えと認定こども園を容認するかの意見を出しております。教育委員の意見もほとんど出ておらず、反対意見をさえ意見を一本化しようとする取りまとめ方に疑問を感じております。

本来なら、廃園ということに非常に強烈な衝撃を与える言葉であります。それについて、こういう見方がある、ああいう見方がある、いろいろ議論をしてこそその教育委員会であります。市民の気持ちやそこで在園している子供たち、保護者の気持ちをどのような形で意見集約するのかわざらざるを得ないような状況であります。市民の気持ちを見捨てた市民不存の教育委員会であってはならないと思っております。尾鷲市教育委員会の在り方に問題を投げたいと思っております。

今、在園児がいるにもかかわらず、廃園を声高らかに言い張り、これが尾鷲の幼児教育だと断定することは、いささか教育の本質を理解しているとは言い難いと思っております。改めて尾鷲幼稚園の廃園についても何も議論もなく、守っていかなければならない幼稚園を教育委員会としてどのように思っているのか全然見えてこない状態があります。本当にこれが教育委員会なのかと思わざるを得ないという状況を判断しております。

繰り返しになりますが、令和2年度予算を精査する中で精査不足は認めないと痛感する。この財政の厳しいときこそ職員の自律成長を促し、人材を育成するチャンスと期待するものであります。今回の計画策定の委託料削減はまさに人材育成の大きなチャンスであり、職員の自律成長を促す絶好の機会であると認識しております。

最後に、地方自治法第2条第14項に、地方公共団体は事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。まさに尾鷲市役所においてはこの課題を遂行していかなければならないことを行政職員の皆様に理解していただくことを期待し、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、特に反対の立場から討論に参加させていただきました。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、12節委託料のうち尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託料350万9,000円及び第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料675万4,000円、第7款土木費、第5項都市計画費、第1目都市計画総務費、12節の委託料、調査業務委託料、これは尾鷲市都市マスタープランの委託料ですね、1,390万円。それから、第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、1節の報酬、教育委員報酬235万2,000円、それに、第2表債務負担行為のうち、これは令和3年度にまたがるものですね。第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託、期間が令和3年度ですけれども、限度額が718万3,000円というものですね。そして、議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」、この2議案につきまして反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、議案第13号でございます。「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」でございますが、これは一昨日、23日の行政常任委員会で修正案として提出させていただいたものでございますけれども、大きく分けて二つございます。一つは、先ほど楠議員、それから、野田議員も言われましたけれども、村田議員も言われていましたね。委託料の3項目です。それから、もう一つは教育委員報酬です。金額としましては、一つ目の委託料というのが2,416万3,000円でありまして、令和3年度に繰り越される予定の債務負担の限度額を加えると3,134万6,000円となり、この財政難の中、三つの計画書の冊子を作成するだけで3,000万以上の税金を使うということになりまして、とても私は違和感を覚えている次第でございます。

街灯や防犯灯を設置するお金もないと言われている状況の中で、私は不思議ではありません。実際、来年度、令和2年度の防犯灯設置の予算はたった1基分しかない。財政が厳しいからたった1基分しかないというんですよ。それにもかかわらず、こういうふうな予算が、何千万という予算がぽんぽんぽんぽん出てくるということに対して私は非常に理解に苦しむわけでございます。

それと、ついでに申し上げますと、2月19日に財政課のほうから行政常任委員会のほうに財政見通しの報告があつて、いろんなことを切り詰めました。こういうものは新しいものがありますという報告があつた中で、この三つの委託料について一切報告はありませんでした、2月19日の段階で。この3月議会の議案

というのは、その翌週、2月25日ですよ。1週間もたたないうちに出てきているんですね、議案が。その中にこれがのせてある。こういうふうなやり方もいかなものかという気もするんですけども、それで、尾鷲市港まちづくりビジョン作成業務委託料350万9,000円ですけども、これは平成19年に作成された尾鷲港の港湾計画の見直しですね。見直しということです。

それから、第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託料675万4,000円、令和3年度の繰越しになる。2年間で作るということですので、その債務負担の限度額718万3,000円を加えると総額1,393万7,000円であります。ですが、これは先ほど野田議員も言われていましたけど、これは平成22年、23年度、2か年にわたってつくられた。平成24年3月につくられているんですけども、最終的に。第6次尾鷲市総合計画、これの見直しですね。見直しです。この総合計画というのは、各施策の課題や方針等について抽象的だと思われることが私だけかもしれませんが、非常に具体的なことはないです。抽象的なことが多いのかなという感じがするんですけど、尾鷲市の方向性を示したものだということです。これが2,500万かかったとさっき野田議員が言われていましたけれども、本当にこんなのが2,500万かなという感じもしないことでもないですけども、これの見直しということです。10年ぶりに見直すと。

それから、調査業務委託料、これは尾鷲市都市マスタープランですけども、1,390万円。これも平成22年3月に作成された都市マスタープランという都市計画に関する基本的な方針を示したもので、分かりやすく言うと、各地区の課題や施策等を、これは少し具体的ですかね。総合計画に比べては具体的だと思いますけど、そういうものを示されている内容のものでありまして、その見直しをするということでございます。全て見直しですね。今あるものを見直しするということです。

尾鷲市というところ、私は思うんですが、やっぱり尾鷲市というのはやっぱり自分たちのまちです。自分たちのまちをこれから先どうしていくのかということについて、私は今、外部に丸投げして莫大な税金を使うということではなくて、やっぱり職員でやれることはやったらどうかというふうに思うわけでございます。そのほうが、自分たちでつくったということがあれば、やっぱり何とか頑張っただけでもこれを実現させようとか、頑張るモチベーションというか、意欲が高まるじゃないですか。そうじゃないですか、職員の皆さん。自分たちがつくったもの、丸投げして立派な冊子をつくってもらったところで、丸投げしてやって、そ

報酬が月額4万9,000円ということです。4万9,000円、この4万9,000円という金額、非常に僕は高いなと思うんですけども、それだけの責任のある立ち位置というか、ポジションにいるという方であると。教育行政をつかさどっておるわけですから、この5人の方で尾鷲市の教育が右に行くのか、左に行くのか、斜め前に行くのか、斜め後ろに行くのか、前に進むのか、後ろに進むのか、分かりませんよ。重要な意思決定をする会議体でございます。

それで、毎回、市議会でこの教育委員を承認する際に、市長からの提案説明ではいつも、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、高潔というのは、高い、清潔の潔ですね。人格が高潔で、教育及び文化に関し識見も優れた方であるというようなことを言われているわけですよ。毎回同じ言葉です。教育行政に関し理解があつて、人格もすばらしくて、教育、文化に対してもすごい知識を持っている方ですよ。教育、この人たちに任せたら尾鷲の教育は大丈夫ですよという太鼓判を押しているわけですね。ですので、委員会審議もなく、我々もすんなりと、すんなりと言ったらあれですけど、委員会審議もせずに認めている。ほとんど認めていますね。ほとんどというか、全てかな、最近。ですよ。ということであります。

私自身も、先ほど村田委員が言われたように、教育委員会というのは独立した機関であります。このことは十分分かっているんです。分かっている私は今日も討論しているわけなんですけれども、ですので、独立した機関ですよ、教育委員会というのは。確かに我々は選任のときに関わりますよ。選任のときには関わりますけれども、承認しますけれども、でも、やっぱり市議会としては尊重すべき機関であるというふうに私は常日頃思っております。これは多分皆さんもそうだと思うんですよ。

ですので、私は、これまでも毎月行われているという教育委員会、議事録なんて見たことなかったですよ。見る必要もないと思っていました。やっぱり教育委員会というところを尊重すべきだという気がしておりましたのでね。でも、今回初めて私は1月22日の議事録を教育委員会のほうから提示していただきましたよね。12月までは教育委員会の会議録はホームページに開示しているということですけども、1月22日のやつも議員に開示しているわけですから、これはホームページにも早急に開示していただきたいと思うんですけども、ですので、僕はこの議事録を見てびっくりしたという状況であります。

ですので、私はこれまでも、言い訳じゃないですけど、本当に僕は教育委員会

というのを尊重しているというか、独立しているところなので要らんことを言っちゃ駄目だなというふうな気がしております、一般質問でほとんど触れていないんですよ、私。毎回のように教育行政について一般質問をされる議員の方もいらっしゃいますけれども、私は教育委員会に関することは教育委員会に任せたほうがいいんじゃないかということではほとんどしていないんですよ。

過去の一般質問の資料を見ても、今から4年前の平成28年6月、ちょっと余談になりますが、28年の6月議会のときに尾鷲中学校の給食実施を求めたというのがあったんです。このときは保護者の方からこういう話があったものですから、私が県庁に出向いて調べたら、松阪、伊勢から南のほうの市町で合計65の中学校があるんですけども、まさかと思いましたが、尾鷲中学校だけ給食がなかったということで、これは大変なことだと思って僕は一般質問しました。それがその翌年の平成29年の市長選でも大きなテーマになって、加藤市長も早急に実施するということをおっしゃったわけですけども、それはまだ実現しておりませんがね。

それはさておきまして、私はそのぐらい教育委員会というものを尊重して、ある意味敬意を払っていた教育委員会なんですけれども、先ほど申し上げたように、1月22日の議事録を見て私は幻滅したということでもあります。これまではどうか分かりませんよ。これまではどうか分かりませんが、今現在の教育委員会が教育委員会としての、先ほど野田議員も言われていましたけど、ていをなしていないというか、存在意義がないかなという印象を覚えるんですよ、どうしても。

皆さん、これはもう言うまでもないと思いますけれども、今回の幼稚園問題、これは我々議会が保護者の、PTAの方々の要望者が何年にもわたって尾鷲幼稚園の3年保育をしてくれという要望書を頂いております。今回は陳情書という形で8月に頂いて、それで9月議会、12月議会と議論を重ねて陳情が採択されているわけです。議論を重ねてですよ。ですので、これを無視する形で市長は、教育長も含めてですけども、3年保育をやらない、やらないというだけじゃなくて、認定こども園を来年からやる。尾鷲幼稚園を廃園にする。3年行きたいのなら特別利用ということで、教育を希望する3歳児がいるのなら、この4月から保育園で見てやるよみたいな、そういうふうなことを平気で言って、教育委員会でもそれが、はい、そうですかという形で承認されているわけなんですけれども、これはやっぱりどう考えても議会軽視であり、議会無視でありますよね。これは

言うまでもないと思うんですよ。皆さんも感じていると思うんですね。課長の皆さんもどうですか。こういう経緯がある中で明らかに議会軽視、議会無視ですよ。議会軽視、議会無視ということは、市民軽視であり、市民無視であります。だから、私は今日もこうやって討論しているわけなんですけれども、今後の市政運営を心配するわけですよ。心配しているから言っているということをぜひ御理解いただきたいと思うんです。

それと、今回の尾鷲幼稚園の廃園ということに対して、これは尾鷲幼稚園というのは私もOBですけど、大正12年設立ですよ。もう100周年を迎えようとしていると、そういう伝統のある幼稚園であります。

(「議長、整理してくれ」と呼ぶ者あり)

3番(奥田尚佳議員) 今、児童がいないわけではありません。

すみません、今ちょっといろいろ言われましたけれども、先ほども、村田委員、無礼だということを言われましたけど、私は市民のために事実あったことをありのままに伝えるのがやっぱり議員としての役目であります。義務であります。なので、私は言っているということだけ御理解いただきたい。続けさせてもらいます。

この尾鷲幼稚園、大正12年にできて伝統ある幼稚園であります。それを廃園にするというんですね。今、児童が20人おるわけですよ、20人。誰もいないわけじゃない。来年度の4月以降も上の子が7人、下が7人ですか、14人いると。全然いないわけじゃない。そういう中で1月22日の事項書を見ると、審議事項として幼児教育の在り方についてというのが一言あって、12月に市議会が陳情を採択しているわけですよ。尾鷲幼稚園の3年保育、陳情を採択している。でも、その後に開かれた12月末の教育委員会では、この尾鷲幼稚園のことは一切審議されていないんですよ。審議されていないんです。審議されたのは1月22日、審議というのかな、言わない、僕は審議とは言えないんじゃないかなという感じがするんです。単なる押しつけという気がしてならないんですけれども、だから、何度も言いますが、うんざりしている議員の皆さんもいらっしゃると思いますけど、大事な問題です、これ。私は決して委員個々のことを言っているわけじゃないんですよ。尾鷲の教育行政を担う尾鷲の教育委員会の今の在り方を一度検証すべきじゃないかということを言っているわけでありまして。

議事録は言うまでもないですかね。皆さん、これは本当に、もうすぐ公開してくれるんですよ、教育長。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、すみません、反対の理由の説明としては認められますけれども、どうか明確に簡潔にお願いしたいと思います。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

じゃ、議事録について言わせてもらいます。この議事録を見て、私は教育委員会が要らないんじゃないか。要らないというか、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかということを申し上げたいんです。

じゃ、一つずつ言わせてもらいます。まず、これは30分ほどで終わっています。教育長が30分ぐらいしかないですよと言っているんですね。いいですか、皆さん。3年保育をやらない。来年から認定こども園をやる。来年、尾鷲幼稚園を廃園にする。この4月から教育を希望する3歳児がいるなら保育園で受け入れる。こういう重要な案件を議論するのに30分ですよ。30分しかありませんと、こういうことを教育長が言って、そして、公益を害するおそれがあるから、公益を害する。何が公益を害するおそれがあるんですか。非公開ですよ。何が公益を害するんですか、これ。非常に市民の皆さんの関心が高い、6,358人もの署名が集まった件ですよ。それが公益を害するおそれがあるんですか。非公開にする意味がありますか。

（発言する者あり）

3番（奥田尚佳議員） ここに書かれている議事録を見て僕は言っているわけですよ。議事録を見て、この議事録の内容を見て私は教育委員会の在り方を問うているわけですから。

（「それは分かるけど、討論ということをわきまなあかん」と呼ぶ者あり）

3番（奥田尚佳議員） 討論ですよ。だから、私は議員として市民の方々にきちっとした事実を分かってほしいと思うわけです。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、反対理由の説明としてはお認めいたしますけれども、どうか品位を保てるようなしゃべり方をお願いします。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

ですので、私はこの方針だけを示して、あとは1人の方が反論していますけれども、反論するのは当たり前ですよ、皆さん。どう思いますか。私が言いたいのは、見ていただいたら分かると思うんですけども、市長が言っているからいいじゃないですかとか、教育長が言っているからいいじゃないですかと。特別利用のことも教育長がそうやって言っているならいいじゃないですか、保育園でと、そんな言い方で終わっているわけなんですけれども、私が申し上げたいのは、教

育委員会として本来ならば、本来ならばですよ。私が申し上げたいのは、尾鷲の最高意思決定機関である尾鷲市議会が先ほど申し上げたように陳情を採択しているんです、3年保育の。そして、その後年末年始の寒い中、寒い中、PTAの皆さんが6,358人も貴重な署名を集めて賛同していただいている、市民の方々に。だったら、まず教育委員会として審議をするのであれば、そこから議論するんじゃないんですか、普通は。市議会が陳情を採択しています、3年保育の。市民からの署名もこれだけ6,358名という貴重な署名が集まっていますねと。まずそこから議論しましょうよというのが普通じゃないですか。普通ですよ。ましてや、教育委員会、子供たちの目線でやらないといけない。そういうこともあって、私はそのところが、なぜそこから議論に入らずに、市長が何かに取りつかれたような、自分の思いだけなのか、それか、誰かに頼まれたかどうか分かりませんよ。でも、何かに取りつかれたような方針をぼんと出して、はい、そうですかと認めてしまうような教育委員会で本当にいいのかということでございます。

今、本当に教育というのは大事であります。表現力、子供たち、詰め込みじゃなくて、表現力をつけましょうと。それから、ディスカッションとか、個性を伸ばしましょうというようなことを言っている状況の中で、単なる押しつけですよ、これ。教育長と教育総務課長が教育委員の方に押しつけて、そんなのでいいのかと。それも教育委員会ですよ。私は非常に悲しいです。こんな教育を今子供たちが受けているのかなという気がしてなりません。

ですので、この辺のところは10月に保育料が3歳児以上ですか、無料化されたところもあります。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、反対討論の枠からちょっとずれておりますので、討論を整理してください。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

だから、そういうことも踏まえて選択肢があるように、やっぱりそういうところから教育委員会というのは議論すべきだと思います。そこをなぜしっかりやってくれなかったのかなということを残念に思うわけで、そこをもう一度執行部の教育委員会としての在り方をしっかり考えていただきたいと思うわけでございます。

それで、議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」であります。これ、施策の展開、基本目標2のところの多様な保育・教育のニーズに対応するための支援というのがありまして、主要施策（1）

で保育・教育サービスの充実というのがあります。そこに発達段階に応じた質の高い保育・教育が各保育園、幼稚園に提供されるよう保育内容の充実に努めますという表現があります。これは主要施策ですね。この素案というのが12月議会に示されました。

ちなみに、この第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の策定委託料は273万2,000円、それに付随する子ども・子育て会議委員報酬が31万7,000円、合計で304万9,000円、これも5年前につくられたものの見直しなんです。300万円以上の予算をつけてつくられたものであります。先日の委員会で説明がありましたけれども、令和元年5月に、去年の5月、庁内関係各課にヒアリングを実施しております。8月8日に第1回の子ども・子育て会議が開かれております。11月28日に第2回の子ども・子育て会議で素案の説明をしている。そして、12月議会で我々議会に示されたという状況であります。

それが2月19日の委員会で、委員会ですよ。一部変更がありますということで、先ほど言った発達段階に応じた質の高い保育・教育が各保育園、幼稚園に提供されるよう保育内容の充実に努めますの後に、また、現在、市内には認定こども園はありませんが、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえて認定こども園の検討を行いますと。認定こども園の設置の検討を行いますという表現を追加しましたということなんです。これに私は非常に違和感を覚えるわけなんです。子ども・子育て会議も2回開かれたわけですよ。委員の方がいらっしゃいます。専門家もいらっしゃいます。入って検討して、我々は12月議会に示されたんです。それがなぜ2月19日に変わるんですか、追加があるんですかというのを勘ぐってしまうのは、1月31日に市長が尾鷲幼稚園のPTAに示した、尾鷲幼稚園を廃園にする、来年、認定こども園をやると、このようなことを言われたので、これはやっぱり取ってつけたように、担当課も苦労したと思うんです。ずっと1年間議論してきたのににもかかわらず、市長がそういう表明をするから、取ってつけたようにこの表現をつけたんだと思います。

私は質疑のときに、3月9日ですか、質疑でも私は聞きました、このことを。そうしたら、教育長は、検討するということは、検討しながら推進することなんですと言われましたよね。言われたんですけれども、でも、検討するというのはあくまでも検討するですよ。検討するんです。僕もどうなのかなと思って、そ

んなに教育長が推進することも含まれているというようなことを言われたので、僕も辞書で調べたんですけども、検討するというのはよく調べること、種々の面から調べて、よいか悪いかを考えることなんですよね。推進することじゃないんですよね。ですので、これはやっぱりおかしいんですね。今後、令和2年度から令和6年度にかけての5年間の計画であります。確かにそれならそれで認定こども園を検討してもらったら結構だと思うんですよね。検討するとなっているんですから。それも検討するんだったら、施策じゃなくて課題ですよ。課題に入れるべきだと思うんですよね。だから、この計画書というのは非常におかしい、非常につじつまが合わない。教育長はこの前も検討しながら推進することもあるじゃないですかと。早急に実現できたらいいじゃないですかということと言われていましたけれども、それなら検討しながら進めますとか、検討しますけど、早急にやりたいですと書けばいいんじゃないですか。一方では、来年、認定こども園をやるといいながら、計画ではこの5年間で認定こども園を検討するになっている。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、反対の論点を明確にしてください。

3番（奥田尚佳議員） だから、だからなんですよ、議長。だから、この計画書がまともじゃないということを行っているんです、私は。だからこそ、私は第23号のこの計画書について反対しているんですよ。議長、御理解ください。

3月9日も市長はたしか計画は計画だと、方針は方針だということを言われましたけれども、やっぱり計画というのは大事な計画です。それなら、さっきの三つの計画だって絵に描いた餅ですかと。そんなものに3,000万円以上使うんですかということになりませんか。やっぱり自分たちのまちの方向性を決めるという大事な計画書であるならば、やっぱりつじつまの合わないことでは駄目だし、こんな取ってつけたような表現でごまかしをするのはやっぱり駄目だと思うし、やっぱりきちっとこういう多額のお金、300万円以上かけるんですよ、この子育て支援計画。その300万円以上かけた計画書がこんな曖昧な表現でいいんですか。また市長は計画は計画だと、方針は方針ですと言うんですか。やっぱり計画書をつくるということは、やっぱり市民の方々に尾鷲の方向性を示すと、こういうふうな尾鷲市のまちをつくっていくんですということじゃないですか。それが計画書は計画書だと。方針は方針だって、そんなのありますか。そんなまち、どこにあるんですか。そんな計画書は要りませんよ。何もかもがおかしいと僕は思います。あまり感情的になってはいけませんけれども、こういうことでこの2

3号、そして、13号の一部について反対の立場で討論させていただいた次第でございます。どうか皆さん、御理解いただきたいと思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

（举手多数）

議長（濱中佳芳子議員） 举手多数。

举手多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改

正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号「尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(濱中佳芳子議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第14号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第16号「令和2年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第17号「令和2年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第18号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第8

号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第22号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24、議案第 23 号「第 2 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25、議案第 24 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 26、議案第 25 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27、議案第 26 号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 28、議案第 27 号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。次に、日程第29、議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。次に、日程第30、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定を頂きました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 12番、野田議員、どういった内容の動議でしょうか。

12番(野田拓雄議員) 加藤市長に対する不信任案を提出したいと思います。

議長(濱中佳芳子議員) ただいま野田議員から市長不信任決議を提出したいとの動議が提出されました。この動議の成立は、会議規則第16条の規定により、ほか

に2人以上の賛成者を必要といたします。

ただいまの動議に賛成の方は挙手願います。

(挙手 3 名)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手3名であります。所定の賛成者がございますので、本動議は成立いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

[休憩 午前11時35分]

[再開 午後 0時09分]

議長(濱中佳芳子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど提出されました動議につきましては、決議案が書面で提出されましたので、この際、発議第4号「市長に対する不信任について」を日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 異議なしと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、発議第4号「市長に対する不信任について」を日程に追加し、議題といたします。

それでは、事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(濱中佳芳子議員) ただいま議題となっております発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

12番、野田議員。

[12番(野田拓雄議員)登壇]

12番(野田拓雄議員) 今般、私は、加藤市長に対し、市政運営に対する不信任案を提出するものであります。

去る3月3日、市長に対する問責決議を尾鷲幼稚園での3年保育の実施要請に対する回答の不誠実さを中心に提出しました。それは市長の傲慢性並びに市民陳情である民意を無視した決断であったからです。市長としての行政運営の軽薄さと誰のために行政運営を遂行しているのか問わざるを得ない行動、考えであると判断しており、断腸の思いで市長に再考を促し、尾鷲幼稚園での3年保育の実施

要請に対する回答の撤回を求めてきたものであります。

問責決議が議会において7対6で可決され、市長の行政運営の在り方に警告を促したものの、市長は市民不在の行政運営、すなわち民意なき行政運営、またはある一部の利益を誘導するかのごとき行政運営に偏り始め、民意を尊重しようともせず、かたくなに自分の傲慢な主義主張に徹していることは火を見るより明らかであります。

この本定例会開催中においても、撤回し、白紙の状態で議論すべき考えがみじんもなく、市民を思う気持ちが感じられない市長にこれ以上市政運営を託すことはできない。さらに市民不在の行政運営が続くことが想定されることは自明の理であり、本当に残念至極であります。市長の市政運営に意識の変化を感じることができず今日を迎えております。このような状況の中で市政に対する大きな不信任感が募るばかりであります。

この問題は尾鷲のまちの在り方を問う大きな問題であります。尾鷲のまちをどのようにして進めていくかであります。尾鷲幼稚園で3年保育をやってほしいという陳情を取り入れず、加えて、尾鷲幼稚園の廃園までいとも簡単に理由づけをし、要望していない認定こども園を言及し、要望もしていない陳情に強引に市民を誘導する回答は特に子育て世代を無視した傲慢なものであり、市民不在の行政運営としか言いようのない結末であります。

あたかもそれが市長の責任で頑張ったかのごとく言い切る、その市長の行動が信じられないものであります。だから、市長の有力な支持者の考えなのかと疑ってしまいます。それを問うと、私は第三者から言われての結論ではないと言う。逆にそのような回答を聞くと市長としての市政運営能力に疑問を感じざるを得ません。市長自らその結論を出したことが事実であるならば、本当に血も涙もない市長だと感じます。普通に血の通った行政運営をやろうとするのであれば、尾鷲のまちを純粹に考えようとする市長であるならば、幾ら1年先であろうとも尾鷲幼稚園の廃園を簡単に口にすることはできないはずであり、潰すことを前提に事を進めることができないはずであります。本来、きちんとした市民合意形成を基に手順を踏み、その中で行政運営の決断をしていくという本筋論ではないのではないかと思います。そこに大きな違和感を感じるのは私だけでしょうか。

市長はこれが責任ある行政運営と言っていますが、私から言えば、行政運営の責任放棄であります。真剣に議会の陳情採択を意識し、市民の署名活動の重みを感じるのであれば、廃園などと言わず、いかに尾鷲幼稚園での3年保育を実施す

ることができるかを考え行動することが本来市長としてやるべき任務、責任であります。

尾鷲幼稚園は尾鷲にとっては歴史のある幼児教育の本家本元であります。尾鷲幼稚園の3年保育を実施するどころか、同幼稚園の廃園までを今なお言い切る行政運営は市民を失望に追いやり、何の魂胆があるのかと勘ぐりたくなるような加藤市政には尾鷲の将来を託す意味がないと判断せざるを得ません。

私は、この3年近く加藤市政を支持すべき行動を自分ながら取ってきたという気持ちを持っております。加藤市長とは同じ尾鷲をよくしたいという思いから尾鷲がよくなる将来を描きながら意見具申をしてきたつもりであります。今、その思いは断ち切れ、市民の気持ちを逆なでし、尾鷲幼稚園での3年保育どころか、廃園行動まで進める市政運営は何をもつての施策か理解に苦しむところであります。そこには市民の心を理解しようともせず、何か理解し難い近視眼的行政運営は市民不在の行政運営であり、誠に残念至極であります。何も聞き入れないことわざ「馬の耳に念仏」ということわざがあります。あえて言うならば、何も聞く耳を持たない加藤市長の耳に念仏であります。

また、市政運営プロジェクトの進捗については、尾鷲総合病院再生プロジェクト以外はどのように進めているのか、その進捗管理が見えてこない状態であるにもかかわらず、尾鷲幼稚園の廃園については市長のキャッチフレーズである、スピード感を持ってアグレッシブに積極果敢にタイム時間軸を持って取り組んだということでしょうか。私から見れば、軽率に頭ごなしに考えることなく民意を無視して今のこのときが最高の条件、理由づけができているチャンス、さあ、やろう、尾鷲幼稚園の廃園をキャッチフレーズに一気に呵成にやっとなししか思えないのです。

繰り返しになります。市長は民意を受け入れようとせず、血も涙もない行政運営を断行しようとしています。民意に応えるため、何かを考え行動する、何かを考え工夫する行政運営とは程遠いものがあります。全ては一事が万事です。この先の加藤市政の行く末は市民不在の行政運営であり、このことが目に見えている状態です。尾鷲が元気になってほしいまちとは裏腹に、気持ちが沈みゆくまちになっていくのが目に見えている状態です。市民が尾鷲市に期待するどころか、諦めの境地に追いやる尾鷲市になっていることを最後の結びとして、今日ここに加藤市長への不信任案を提出するものであります。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） ただいまの発議を聞いておりましたけれども、二、三点お伺いをいたしたいと思います。

3月3日に問責決議が出されたんですね。今日は3月25日、不信任が出されたわけでありましてけれども、22日間、この22日間で不信任に変わったという決定的な理由は何でしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 行政常任委員会で福祉保健課並びに教育委員会の委員会が開催されております。その中においても加藤市長の認定こども園を議会に相談し、もうそれを進めるがごとく前提の話しか出てきませんでした。私は、白紙の状態にして再度改めて議論をするという姿勢が見えてくるのであれば私なりに納得した部分もあると思います。それが全然見えてこない。もう進める、断行するということであったために、今回、3月3日から3月25日の今日にそのような感じが受け取れませんでしたので、市長不信任案を提出させていただきました。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 決定的な理由というのと、市長が常任委員会で認定こども園を進めるというような言葉、それから、幼稚園を廃園にするということを撤回しなかったということなんですね。

議長（濱中佳芳子議員） 野田議員。

12番（野田拓雄議員） そのとおりです。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 理由はよく分かりました。

今、野田議員が発議の内容を朗読しましたけれども、その中で一、二点お聞きをしたいと思いますが、この言葉の中に一部の利益を誘導、それから、民意なき行政運営というのは、それはそれぞれ議員の考え方があり、どう取るかということは御自由でございますけれども、一部の利益を誘導、それから、有力な支持者、何の魂胆があるのか、こういう言葉が発せられました。私はこの一部の利益を誘導、有力な支持者、何の魂胆があるのかという言葉について、その意味をきちっとお示しを頂きたいと思います。

議長（瀨中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 我々議員並びに市長というものは民意の選挙で選ばれます。私はそれであって普通だと思っております。ですから、市長にとっての一部の利益、私にとっての一部の利益、それは皆さんが持っていることだと思います。ただ、尾鷲のまちを考える上でどのようなまちをつくるのかというのは市長は持っているべきだと思っております。

それと、民意なきと言いましたが、6,358人の署名活動が……。

7番（村田幸隆議員） それは分かると言ったんです。

12番（野田拓雄議員） 分かると言ったんですか。そういうことで、以上です。

議長（瀨中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 議員も一部の利益を持っている、市長も一部の利益を持っているということは、これは私は全然理解できませんので、この一部の利益を誘導なんて、誘導と書かれておる限りは、どこかの誰かに利益を誘導するために市長が動いておると私は取れます。ですから、この意味合いをきちっとしていただきたいということでありまして、それから、有力な支持者、有力な支持者とはいかなる人なのかということもはっきりさせていただきたいと思っておりますし、何の魂胆があるのかということについてもまだ答弁を頂いておりませんので、はっきりお答えを頂きたいと思っております。

議長（瀨中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 私の言葉足らずの部分があったかも分かりませんが、ごときということで、一部の利益とかいうことは、僕はそういうことはない、自分自身は持っていません。そういうふうと考えられる議員の方もいるかも分かりませんが、私自身はそういうのは持っていない。言い方がちょっとおかしかったかも分かりませんが、その中で……。

議長（瀨中佳芳子議員） 伝わっていますか、質問の意図が。分かりますか。具体的にお答えくださいということですね。

7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 再度繰り返してお聞きをいたします。

一部の利益を誘導、誘導とあるのはいかなることなのかということをお聞きしております。それから、有力な支持者とはいかなる方かということをお聞きしておりますし、また、何の魂胆があるのかという言葉についても、魂胆とは何ぞやということをお示しさせていただきたい。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 私はこれは一般的な話を、ですから、そこまで具体的なことは僕は市長の周りにはいるわけじゃないので知りません。一般的な話です、これは。

それと、2番目は……。

7番（村田幸隆議員） 有力な支持者。

12番（野田拓雄議員） 有力な支持者も知りません。知るわけじゃないじゃないですか。

7番（村田幸隆議員） 何の魂胆は。

12番（野田拓雄議員） 何の魂胆って、だから、こういうふうには頑固に廃園するということを言われるから、もっと市民の意見を聞いた上でやられたということになるのかも分かりませんが、それが見えてこないから僕は今回こういう形で提案させていただいたんです。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 野田議員の不信任の理由については、大まかについては、最初に聞きましたように、決定的な理由というのは、いわゆる幼稚園の廃園、そして、認定こども園を推進しようとしておるといことなんでしょうけれども、しかし、これはこれで分かりますけれども、一部の利益を誘導とかいうことについては、これは分かりませんで済みませんよ。これは市長をやめさせようかという決議を出すわけですから、これを出すのに一部の利益を誘導とか、有力な支持者は知らないけれどもという……。

（発言する者あり）

7番（村田幸隆議員） うるさい。何の魂胆があるのかというようなことを、これをはっきりしないと私はおかしいと思いますよ。それはあなたの思いでしょうけれども、やはりこういう問責じゃなくて不信任決議を出そうとする者がきちっと魂胆なら魂胆はこういう魂胆があるじゃないかと。それから、有力な支持者、誰々、これは名前は言えませんが、具体的には言いませんけれども、抽象的に示す必要がある。それから、一部の利益を誘導なんていうことは言語道断ですよ。思いとしてもこんなことを書くことはおかしいですよ。本筋は本筋で、保育園の……。

（発言する者あり）

7番（村田幸隆議員） やかましいな。人がしゃべっておるのに黙っておれ。

一部の利益を誘導とか、こういうことはおかしいと思いますし、明らかにあな

たが言っていることは、保育園、認定こども園、これを先走ってやろうとしているんじゃないか、そして、幼稚園を廃園ということを曲げないじゃないかということがあるんですから、こんな意味も分からんことは全く書く必要がない。ましてや、これを決議の場でこの文章に持ってくるということについては、断固こんなものは承認できません。文章として承認できません。

議長（濱中佳芳子議員） ほかにございませんか。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 野田議員に質疑させていただきます。

今、村田議員とのやり取りを聞いておりまして、確認なんですけれども、何の魂胆があるのか明確に示せということでしたけれども、これを見る限り、やっぱり皆さんが不思議がっているわけですね。簡単にできることを、三木幼稚園が廃園になって、尾鷲幼稚園の3年保育、すぐできるのにそれをやらないで廃園まで言い出したということに対して非常に皆さん市民の方が不思議がっているわけなんですけれども、そういうこともあって何の魂胆があるのかと勘ぐりたくなると。勘ぐりたくなると。だから、確認なんですけれども、市長が突然前代未聞なことをやり出したから、不思議がっている人が多いから、何か魂胆があるんじゃないかというふうに勘ぐってしまうというようなことでよろしいですか。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 私、そのような気持ちで一般質問でもいろいろさせていただきました。それに対する明確な答えというものも見当たりませんでしたので、一般的にこういうことを書いたわけなんですけれども、加藤市長のそういう動きまでは分かりません。そういう動きは分かりません。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。実際には加藤市長がどう考えているかということは分からないけれども、確かに私もそうやって思いますよ。思うので、何かあるのかなというふうに勘ぐってしまうというのは、私は表現的にはおかしくないと思う。

もう一つ、一部の利益を誘導とかと言っていましたが、これもよく見ると、一部の利益を誘導するかのごとき、ごとき、そういうふうに取りうる行政運営じゃないかということをおっしゃってありますが、だから、一部の利益を誘導しているというふうに断定的に言われたわけじゃないですよ。その辺、ちょっと確認させ

てください。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ここを読んで、ごときですから、断定とか、そういう気持ちは全然私はエビデンス、証拠も持っていません。そんなことは全然あり得ません。文章としてこういうふうに書かせていただきました。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 今、奥田さんの質問でそんなことは全然思っていないというようなことがありましたけれども、自分個人がそうでないかと思っても、文章にすると、これを第三者が見たら、あれ、何かあったのかなということになるでしょう。だから、こういう公の場で出す文章には気をつけていただきたい。こういう文章では私は納得できないということを申し上げておるので、そのところはやっぱり提出者として責任を持って、そして、自覚をしていただく。このことだけ申し上げておきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認め、本件の委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

8番、仲議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 市長に対する不信任案について反対の立場から討論をいたします。

今回の市長に対する不信任案については、本定例会初日において問責決議が可決された経緯がありますが、このことについても私は全く理解をできません。また、今回の市長に対する不信任案についても同様であり、全く理解はできません。

尾鷲幼稚園での3年保育の実施についての尾鷲幼稚園PTAへの回答については、これまでの説明や一般質問でも何度も答弁されておるとおり、幼稚園児数の

減少傾向や幼児数の予測から見て、望ましい教育効果を発揮する一定の集団の確保が困難であるため、3年保育の実施はしなく、将来の幼児教育を考えたとき、全ての子供たちが教育・保育を継続的に安定的に受けられる認定こども園の設置を考えたもので、少子化が加速化的に進む本市にとって最も望ましい選択であると私は考えております。

また、認定こども園については市民の皆様への丁寧な説明や周知及び議会とも十分な議論が必要との考えであり、尾鷲幼稚園の今後については認定こども園の設置のめどが立った段階で議会において十分に議論を頂きたいと市長は答弁をしております。野田議員が言われた市民不在の行政運営ではありません。また、行政運営の責任放棄とは、全くこれについても私は理解をできない。この市長の姿勢に対して我々議会もまずは市民のことを第一に考え、共に協力し、力を合わせていくときではないでしょうか。

このことから、今回の市長に対する不信任に反対するものであり、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

4番、楠議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） それでは、発議4号、賛成の立場から討論させていただきます。

私は個別の案件じゃなくて、今までの行動等についての内容から含めて不信任案の賛成の立場から討論をさせていただきます。

加藤市長は就任時の一般質問の答弁で、乾いた雑巾を絞る気持ちで財政難を克服するため、行財政改革を図り、知恵を絞ることで行政サービスの質を落とさない、いかに業務の簡素化、さらに私の民間での経験を生かした取組でいくと発言をしております。

しかし、予算編成時においては、当初の補助金にさらに補助金を上乗せする行為、行政の基本が分かっていないのではと危惧しました。さらに平成29年10月には七つのプロジェクトを立ち上げるに当たり、若手を活用した実のあるものをやると言いつつ、蓋を開ければ管理職の集団で副市長を筆頭につくられており、心配したとおり中間報告もままならない、最終報告もない結果となり、最高指導者としての責任をどう考えているのか、運営の能力を疑問視するものです。

この当時、私は市長に様々な提案や協力を行うことを明確にしましたが、市長が他人にとやかく言われるのを好まないのか、ワンマンなのか、忖度があるのか、

近寄らないのか、分かりません。

一方、尾鷲市のまちづくりにおいて、自然を生かした観光や都会の人を取り込む施策など、希望が持てる事業への取組の提案をしましたが、その希薄さがあって何も取組まない。また、職員に対する人材育成として様々な研修に取り組んでいると言いつつ、研修費の予算が年ごとに減額される。これでは将来優秀な人材が育てられません。市民の意見や提案を聞いて積極的に市政運営に努力することなどできるわけがない。人材育成には投資が必要なんです。現状では、職員は市長の言うことにはい、はいと答えるだけで、前向きに課題解決や仕事の効率化を考えているのかどうか不思議でなりません。

平成30年3月7日の一般質問で私は幼稚園の3年保育について質問しました。その当時の教育長は、保育制度は目まぐるしく変化しているが、幼稚園、保育園の選択肢があること等、多いほうが良いと発言しております。さらに幼児教育について協議、調整を行いたいとの回答でありました。それから熱もさめないうちに陳情が上がるや否や、何を思ったのか、市議会での採択を無視して、かつ署名をも無視して尾鷲幼稚園の廃園、認定こども園の設置について言及するなど、市政運営を独裁的に行う行為は市民無視もあきれて物も言えません。

さらに、ごみ処理の設置についても中部電力の跡地に凝り固まってしまい、経営のプロといいながら、リスクマネジメントもできない。なぜなら、工場跡地の活用については環境調査を行い、問題がないかを確認した上で事業予定地として知らしめることが第一で、その後、法定手続に入ることが手順である。そのようなことから、施設予定地を点々とすることは都市施設の在り方とその手法にも意見を聞かずに行った結果である。このようなことは広域連携のほかの自治体に迷惑をかけている。私は委員会でも発言しました。中途半端にすると一抜け、二抜けで準備組合も解散してしまうのではないかというのを今も思っております。

市の組織運営もしかり、任期途中で副市長が都合により退任する。墓地の計画では関係者に一度だけ挨拶に行き、その後、何の相談もない。その結果、予定地を変更することになり、無駄な時間と経費をかけている。全てにおいてさっとではなく、ゆっくりと無駄な時間と経費をかけて、補助事業の交付金の提出期限が来ると慌てて手続を行い、中身の詳細検討や議論もろくに行わず、このような状態が続くことについて、市長としての行政運営、行政経営能力を疑ってしまいます。ほかにも述べたいことは多々ありますが、代表的なことにとどめておきます。

市長としての責任は、山積している課題を解決することはもとより、市民の声

に耳を傾け、市民福祉の増進と安全安心に住み続けられるまちづくりを目指すことであります。自分勝手に行動することではないことに釘を刺して、かつ政治は信用が大事であることを申し伝え、不信任案に賛成するものです。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 私は、発議第4号「市長に対する不信任について」、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

まず、先ほどから議論されていますけれども、3月3日に市長、それから、教育長に対して問責決議が出され、可決されました。主な理由は、今議論されましたけれども、尾鷲幼稚園の3年保育が9月議会、12月議会を通して様々な議論を重ねた上で尾鷲幼稚園の3年保育の陳情が採択されたと。議会で採択された。それと、その上、年末年始、PTAの方々が熱心に市民の方々の署名活動、貴重な署名、6,358人という数がありましたけれども、署名が集まったということでございます。ですので、本来ならば尾鷲幼稚園をどうするかというのはまず議会で議論すべきでありますけれども、それをせずに、議会でも議論していない認定こども園というのを突然持ち出して、令和3年度からやるということで表明されたということございまして、こういうことは非常に前代未聞のことですけれども、皆さん、本当に言うまでもない、何回も言うつもりはないですけれども、明らかに議会軽視、議会無視、これは市民軽視、市民無視にもつながりますけれども、こういうことは議員の皆さんに言うまでもないと思いますけれども、十分承知の上だと思います。そういうことがあっての上での問責決議だったと私は思うわけでございます。

それで、私は3月3日にも申し上げましたけれども、猛省を促したいと。猛省を促したいということを何度も申し上げました。ただ、非常に残念なことに、反省の色が全く感じられないということが今回のこの不信任案に対する賛成討論をさせてもらうわけなんですけれども、というのは、大きく二つあるんですけれども、一つは、3月3日に問責決議が出ました。出たにもかかわらず、その日に起案書が上がり、特別利用ですね、特別利用。この4月から3歳児の子、3歳児の教育を希望する。本来なら幼稚園ですよ。幼稚園で3年保育をすればいいんですけど、それをしないということで、特別利用という形で教育を希望する3歳児、それを幼稚園で受け入れたらいいのにもかかわらず、保育園、民生事業協会のほ

うで受け入れるということをして3日に起案書を上げて、起案書が上がり、決済され、翌4日にホームページに掲載されました。その特別利用、3月4日に掲載され、4日から19日まで募集しますと。問責決議が出ているんですよ、3日。普通なら、3日に出ているんだったら起案書を上げますか。担当課も承認しますかね。もし承認されたとしても、ちょっと待てよと。今日、問責決議が出たんだから、ちょっと待とうよというのが普通だと思うんですけども、次の4日にホームページに掲載され、翌5日の夕刊、紀勢新聞さんに掲載されましたけれども、紀勢新聞さんに6日に確認したところ、これはホームページに載っているから担当課に確認したら、そういうことだったということで掲載されたということなんですけれども、これについて6日の午後、抗議させてもらいました、私も。そうしたら、市長のほうからホームページは削除すると。そのときにも地元紙に対して当然訂正文というか、訂正してくださいよということ、これはもちろんですよ。新聞に載るといことは大きなことですからということをお願いしたはずなんですけれども、6日の夜の7日付ですか、夕刊にも載らず、翌日の7日土曜日の夕刊、8日付ですか、それにも載らず、僕はどうなっているのかと思ひまして、それで、福祉保健課長にお電話させてもらったんですけども、来週には訂正を入れますという話があったんですけど、でも、訂正、これはやはり訂正記事というものを、訂正広告ですか、ホームページにも載せて新聞にも載ったわけなので、やっぱり6日の時点で、これはやっぱりおかしかったということであるならば、すぐ訂正広告を入れるべきですよ。費用がかかってもやるべきですね。これは大事なことです。新聞に載るといことは、それを全くしない。小さい記事で9日付ですか、載りましたけど。

こういうことを思うと、やはり3日に問責決議が可決されたにもかかわらず、翌4日にこういうふうなホームページへ載せてくる。教育をする3歳児については保育園で受け入れると。それは非常に保育園型の認定こども園を推進していこうという、既成事実をどんどんつくっていこうという、それとしか思えない。幾ら市長がこれから議会にもきちんと説明しますというふうなことを言われたとしても、市長が民生事業協会ですか、2月19日でしたか、福祉保健課長も言っておりましたけれども、民生事業協会との協議を進めていると。4日のホームページに載った件についても、内部資料を見ますと2月13日の民生事業協会に行つて、市のほうから頼んでいるというか、こういう形にしましょうという形でやっているんですけども、どんどんどんどん民生事業協会での認定こども園を進め

ているとしか思えない。丁寧な説明をすと言いながら、認定こども園をやるんだったら幼稚園でやればいいじゃないですか、公立の。熊野市だって御浜町だって認定こども園をやっています。でも、公立でやっていますよ。行政が主体を持ってやっていますよ。なぜ尾鷲市は尾鷲幼稚園という尾鷲市立の幼稚園があるにもかかわらず、なぜ特別利用の3年保育も尾鷲幼稚園でやらず、なぜ外部の民生事業協会に頼むんですか。そこは何か勘ぐってしまいますよね。何かあるんだろうかと。先ほどの野田議員の提案説明じゃないですけど、どうしても勘ぐってしまいますよ。何かあるのか、それは分かりませんがね、市長。何もないのかもしれないけれども、何かあるんじゃないかと勘ぐってしまう。

やっぱり4日のホームページ、せつかく3日に私どもが猛省してくださいねとお願いしたはずなのに、私は単純に議会への挑戦状だと、新たな挑戦状だなというふうに感じました。それと、幼稚園のPTAの方々に対してさらに気持ちを逆なでして、普通では考えられないですけども、そのぐらい自分に逆らってくるものは徹底して潰すぞというような、これもどうしても勘ぐってしまうんですよ。俺に逆らうのかと。議会が問責しようが俺はやるぞと。幼稚園を潰してやるよと。3年保育、何がというようにしか取れないんですよ。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、発言が重複しております。繰り返しになっております。まとめてください。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

それと、もう一つ、3月3日の市政報告の中で尾鷲幼稚園をどうしていくかは議会において十分に御議論いただきたいと存じます。尾鷲幼稚園の在り方につきましては、御意見や御質問を数多く頂戴しており、今後、様々な機会を捉えて説明申し上げ、本市の幼児教育がどうあるべきかを考えてまいりますと言われました。ここだけを取れば非常にそうですかと思えるんです。でも、私が一般質問の中で申し上げたように、この言葉の前に、先ほど仲議員も言われたように、今後、認定こども園設置につきましては、保護者の皆様、議員の皆様、また、市民の皆様に御理解いただけるよう十分に説明させていただき、設置のめどが立った段階で尾鷲幼稚園をどうしていくかと先ほどの云々というふうが続くんですね。なぜ設置のめどが立った段階で尾鷲幼稚園の在り方を議論するんですか。陳情が採択されています。署名活動も起こっています。まず尾鷲幼稚園の在り方を議論すべきじゃないですか。議会で一度も議論したことの無い認定こども園の説明をまずすることでしょうか。そのことについて私は一般質問で、このことは本末転倒じ

やないですかとこの場で申し上げたんです。この場でね。本末転倒じゃないですかと。逆じゃないですかと申し上げたにもかかわらず、市長の答弁は何だったかという、同じことを言ったんですよ。認定こども園の設置のずっと同じことを読み上げて、設置のめどが立った段階で尾鷲幼稚園をどうしていくかきちっと議論します云々ということをね。私が一般質問のこの場で、壇上でこの市政報告の内容は本末転倒じゃないですかと言っているにもかかわらず、担当課が市長にそのように作った回答書なんですかね。ただ、私の言っている一般質問の趣旨も理解せず、問責決議を受けた後ですよ。またさらに3日の最初に言った市政報告の内容をそのまま読み上げて、私がここで質問している意図が聞こえていないのかなと。やっぱりそれを考えると、幾ら議会に対して十分な御議論を頂きたいと存じますというふうなことを言われたとしても、一般質問で私が言っていることに対してもきちっと答えない。機械的に市長の考えに合う答弁を作ったんでしょう、担当課が。それをただ読み上げるだけ。心も籠もっていない。魂も籠もっていない。私がここで必死に本末転倒じゃないですかと言っているにもかかわらず、同じことをまた言う。機械的にしか言わない。私は一般質問のときにこれはもうこの人は市長としてどうなのかというふうに強く感じた次第でございます。

それで、尾鷲幼稚園は本当に今回の問題、先ほど楠議員が言われていましたけれども、このことだけじゃないんですよね。市長って公約もほとんどできていないんですよ。私がさっき申し上げた尾鷲中学校の給食の件、これもすぐやると言ってもまだ全然できていない。いろんな公約もできていない。

それから、先ほど話がありましたように、広域ごみ処理施設、これも2年前の2月に地元紙に載せたのか、新聞社が勝手に書いたのかどうか分かりませんよ。発電所跡地に広域ごみ処理施設の建設を決めたと、尾鷲市が決めたということが書かれて、それから本当にどうなっているのか。議会も市民も皆さんが混乱して、いまだに決まらない折橋墓地の件もそうですよ。4年前から進めているにもかかわらず、頓挫した。こういうことがあって、それともう一つ大きなものは、つり栈橋ですよ。つり栈橋構想、東洋一のつり栈橋をやると。これは市民の方々もすごいなと思った方が多いんですよ。でも、私はそんなお金がどこにあるんですかという話をしています。何回もしていますよ。お金のことは後でついてくるから後で考えたらいいと。お金がなくてもやるんだ。そういう話をしていたにもかかわらず、1月15日の全員協議会では採算が合えばやりますという言い方に変わり、この前の委員会では尾鷲市としてお金は絶対出しませんと。中部電力にや

ってもらふことを今要請していますという言い方に変ったんですよね。それならそれで最初から、つり棧橋をやるというんだったら尾鷲市はお金を出さないと。どうやってお金を出すのかなと思っていましたけれども、出さないんだと言えばええやないですか。それを今になって、結構がっかりしている市民の方が多いですよ。そういう市民を惑わすようなことというのは、大風呂敷を広げて言うのは僕はどうなのかなと。でも、市長の発言って重いですからね。僕はそこをよく考えてほしいなと思うわけでございます。

こういう公約もそうですし、ごみ焼き場もそうですね、ごみ焼却施設。つり棧橋もやると言っていてやれない。こういうことがある。でも、尾鷲幼稚園の3年保育ってすぐできるじゃないですか。皆さん、見ていないと思いますけど、これは教育委員会総務課が作った内部資料です。去年の10月か11月に作ったものです。これを見ると、尾鷲幼稚園を3年保育にすると仮定した場合の必要事項等というのが書いてあります。これを見ると簡単にできるんですよ。今、木工室で、尾鷲幼稚園、もともとは幼稚園って8クラスありましたからね。でも、今は少なくなってきたから、尾鷲幼稚園に木工室として貸している部分があるんですよ。そこを使えるし、ほかにもありますよ、教室。それから、それを使わないにしても、仕切りを設けたり、そういうことですぐできると。そして、国等の申請等についても何ら問題なく、規則を変えて施行日後7日以内に県の教育委員会を經由して文部科学省に提出すればすぐにできるということを書いているんですね。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、気持ちは分かりますけれども、賛成討論の筋に戻していただけますか。

3番（奥田尚佳議員） だから、3年保育、やろうと思ったらすぐできる。いろんな公約とかができないで苦しんでいますよね、今、市長。でも、こんなすぐできることを、三木幼稚園から移行したらええ話じゃないですか、おもちゃなんかも。先生もいるし、財政的には全然問題ない。こういう簡単なことをなぜできないのかと。それがやっぱり何かあるのかと勘ぐってしまうというのはそのことだと思うんですね。

それで、最後に一つ申し上げたいんですけれども、僕はこの3月定例会の冒頭で尾鷲市民憲章をここで読ませていただきました。5本の柱があります、5本の柱。5本の柱の中で以前申し上げた三つ目、未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましょうというのがあります。今、3歳児の子が、3歳児の子って結構しっかりしていますよね。意思も持っています。その3歳児

の子が幼稚園へ行きたいと言っているんですよ。幼稚園へ行きたい。お兄ちゃん、お姉ちゃんが楽しそうに幼稚園へ行っている姿を見て、近所のお兄ちゃんやお姉ちゃんが楽しそうに幼稚園へ行っている。それを見て僕も幼稚園へ行きたいと。幼稚園へ行きたいんだと言っているにもかかわらず、その子たちの気持ちを逆なですると言ったらあれですけど、夢や希望も打ち砕いているじゃないですか。幼稚園へ行きたいんやと。

そして、2月14日ですけれども、尾鷲幼稚園に教育委員会が説明に行きましたよね。そのとき、僕、傍聴させてもらいましたけど、17人の保護者の方が参加されていました。皆さん、本当に廃園ということに対しては憤りで、それを聞いていて私は思ったんですけど、やっぱり幼稚園へ行かせたいんやと。子供たちを幼稚園へ行かせたいというお母さん、お父さん方、保護者の方がたくさんいらっしゃるんや。またそういうことを下してしまうのかという思いがします。

市民憲章に戻りますけど、市民憲章、あと四つありますね。郷土を愛し、清潔で緑豊かなまちをつくりましょうと。郷土を愛していますか。僕は前代未聞のこのやり方、市長のやり方、郷土愛があるのかと思うわけでございます。尾鷲を愛する気持ちがあったならば、教育長、こういう結論を出さないでしようと思ってしまう。市民憲章に反している。

それから、二つ目に、市民憲章、人と人とのつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう。思いやりのあるまちですか。私は一般質問のときに紀北町の町長さん、尾上町長が思いやりのある行政運営をしたいということを目頭言われたということですけども、市長に思いやりはあるんでしょうか。教育長にそれがあってしょうか。教育長は今日は関係ないですけども、市長……。

（「整理して」と呼ぶ者あり）

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

だから、市長としても思いやりに欠けている。

それから、あと、市民憲章、四つ目、伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりましょう。これ、どうでしょうか。尾鷲幼稚園は大正12年にできた伝統ある幼稚園ですよ。それをたった30分の議論で決めてしまっている。廃園にする。伝統を生かしていますか。何が伝統でしょうか。伝統なんか完全に無視しているじゃないですか。市長は伝統が大事だ、尾鷲節が大事だとか言われる割には伝統を完全に無視しているでしょう。

最後の五つ目、市民憲章、産業を育て、活気あふれるまちをつくりましょう。幼稚園へ行かせたいと。幼稚園へ行きたいんだという声がある中で、それを全部否定してしまって活気あふれるまちになりますか。誰が来てくれるんですか、定住移住政策をしていて。選択肢もない。幼稚園はなくなって、市長は保育園型の認定こども園をしようと進めていくんですか、これから。まずはやっぱり白紙に戻してやらない限りは議論が進みませんよ、市長。全然進まないという気がするんです。

だから、いろいろ申し上げましたけれども、私はそういうことでほかにも申し上げたいことは多々ございますけれども、今回の野田議員が提出されました市長に対する不信任案につきましては賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号「市長に対する不信任について」を採決いたします。

お諮りいたします。

この採決は無記名投票によって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ただいま異議の申出がありました。が、会議規則第70条第2項の規定では、2人以上から異議の申出が必要です。

御異議のある方は挙手願います。

（挙手 2 名）

議長（濱中佳芳子議員） 2人からの御異議がございましたので、投票による採決を行います。が、会議規則第71条第2項の規定により、記名投票にするか、無記名投票にするかを無記名投票により採決いたします。

投票に当たっては、投票用紙に記載されております記名投票欄、無記名投票欄のいずれかに丸印をつけてください。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（濱中佳芳子議員） それでは、投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議長（濱中佳芳子議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

議長（濱中佳芳子議員） 異状なしと認めます。

それでは、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

（点呼・投票）

議長（濱中佳芳子議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条の規定により、開票立会人を指名いたしますが、申合せにより、10番、南靖久議員、11番、高村泰徳議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

それでは、開票を始めてください。

（開 票）

議長（濱中佳芳子議員） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数12票。うち記名投票とするもの7票。無記名投票とするもの5票であります。よって、本件は記名投票とするものと決しました。

それでは、投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議長（濱中佳芳子議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

議長（濱中佳芳子議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件の表決につきましては、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。現在の出席議員数は13名であり、地方自治法第178条に規定する3分の2以上

の出席議員数は満たしております。また、投票に当たっては、不信任決議に同意する方は白票を、不同意とする方は青票を投票してください。

それでは、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

(点呼・投票)

議長(濱中佳芳子議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条の規定により、開票立会人を指名いたします。申合せにより、8番、仲明議員、9番、小川公明議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

念のため再度申し上げます。

本件の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。現在の出席議員数は13名であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員数の4分の3以上は10名からであります。

それでは、開票を始めてください。

(開票)

議長(濱中佳芳子議員) 開票の結果を御報告いたします。

投票総数13票。うち賛成3票。反対10票であります。

以上のとおり、賛成者は所定の数に達しておりません。よって、加藤千速市長不信任決議は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(濱中佳芳子議員) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、今月3日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会におきまして、議案第1号「尾鷲市公益法人等への職員の派遣等に関

する条例の制定について」をはじめとする議案29件と諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。審議の中において頂きました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいりたいと存じております。議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意を頂き、ますますの御健勝を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 去る3月3日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和2年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時24分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 内 山 將 文